

千葉県警察の署分庁舎の設置及び運用に関する訓令

平成30年4月27日
本部訓令第11号

[沿革] 平成30年4月27日本部訓令第11号
令和7年7月1日本部訓令第21号

千葉県警察の署分庁舎の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察の署分庁舎の設置及び運用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、署に設置する分庁舎の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 署に、その事務の一部を処理する分庁舎を置くことができる。

2 前項の規定により分庁舎を置く署、設置する分庁舎の名称及び所在地は、次表のとおりとする。

署	名称	所在地
印西署	千葉県印西警察署白井分庁舎	白井市復1123番地白井市役所東庁舎1階

(分庁舎に置く係)

第3条 分庁舎に次の係を置くものとする。

- (1) 警務課警務係
- (2) 地域課自動車警ら係
- (3) 刑事課捜査係
- (4) 交通課庶務係
- (5) 交通課規制係
- (6) 交通課事故捜査係

(係の分掌事務)

第4条 係の分掌事務は、警察署の内部組織に関する訓令（平成13年本部訓令第19号）に定めるところによる。

(事務処理の原則)

第5条 事務処理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定めるところによる。

(分庁舎の管理等)

第6条 庁舎管理、公印の保管管理及び使用、行政文書の管理並びに無線機の管理については、千葉県警察の庁舎管理に関する訓令（平成21年本部訓令第14号）、千葉県警察の庁舎管理に関する訓令の運用について（平成21年例規（会）第27号）、千葉県公安委員会公印規程（平成19年千葉県公安委員会規程第6号）、千葉県公安委員会公印規程の制定について（平成19年例規（総）第61号）、千葉県警察の公印に関する訓令（平成19年本部訓令第15号）、千葉県警察の公印に関する訓令の制定について（平成19年例規（文）第60号）、千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号）、千葉県警察の文書に関する訓令の運用について（平成20年例規（文）第66号）、千葉県警察の装備に関する訓令（昭和39年本部訓令第16号）及び通信携帯装備品管理運用要綱の制定について（平成22年例規（通指）第48号）に定めるところによる。